



金融経済教育懇談会において挨拶する伊藤大臣
(3月3日) → [P6](#)に関連記事



金融庁ホームページを改訂しました！(4月1日)
→ [P21](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間報告について…………… 2
- 貸金業制度等に関する懇談会の開催について…………… 4
- 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの開催について…………… 5
- 金融経済教育懇談会の設置について…………… 6
- 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について…………… 7

【集中掲載：「事務ガイドライン」及び「監督指針」の改正について】…………… 8

【特集：平成17年度税制改正における金融庁関連の措置について】…………… 10

【ピックアップ：中小企業金融】

- 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」について…………… 12

【集中連載】

- 金融改革プログラム ―金融サービス立国への挑戦―（第4回：信頼される金融行政の確立）… 15

【金融ここが聞きたい！】…………… 18

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「TOB（株式公開買付制度）」…………… 20

【お知らせ】…………… 21

【3月の主な報道発表等】…………… 22

【トピックス】

偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間報告について

金融庁において開催している「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」（座長：岩原紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、先般（3月31日）、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間取りまとめ ～偽造キャッシュカード被害に対する補償を中心として～」を取りまとめ、公表しました。

1. 偽造キャッシュカード被害に関する補償の現状及び問題点

現行のキャッシュカード約款では、金融機関は、ATMの操作の際に、カードの磁気ストライプ上の情報により、当該カードを銀行が顧客に交付したものであると確認した上で、入力された暗証番号と届出られている暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをすれば免責されることとなっています（全国銀行協会カード規定〔試案〕第10条第2項本文）。

同時に約款では偽造キャッシュカードによる払戻しについては、金融機関がカード及び暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを確認できた場合にはこの限りではないとしています（全国銀行協会カード規定〔試案〕第10条第2項但書）。しかし、その確認が困難であるため、実際には預金者が補償を受けられないケースが多いのではないかと批判があるところです。

2. 我が国における損失負担ルールの考え方

スタディグループの中間取りまとめでは、原則的な偽造キャッシュカードによる損失補償のあり方として、次のような考え方が示されています。

- ① 偽造キャッシュカードが使用されたことによる損害は、原則として金融機関が負担すること。
- ② 但し、預金者の責に帰すべき重大な事由がある場合には、預金者が負担すること。
- ③ 預金者の帰責事由については、金融機関に立証責任を負うこと。

その上で、金融機関による対応に差が出ることを防止するため、具体的にいかなる場合に預金者が損失を負担するのかを、ルール上明示すべきとの考えが示されました。具体的には以下の事例が考えられます。

- ・ 暗証番号の管理に関して預金者の重過失が認められる場合
 - i 他人に暗証番号を知らせた場合
 - ii 暗証番号をカード上に書き記した場合
 - ・ 暗証番号の管理に関して周辺事情を総合的に勘案して、重過失を認定する際の一要素となり得る場合
 - iii 暗証番号のメモ（又は、暗証番号を推測させる書類等）をカードと一緒に保管或いはあるいはあるいは携帯した場合
 - iv 預金者自身の生年月日、預金者の自宅や勤務先の電話番号・住所など外部から容易に推察され得る番号を暗証番号として使用していた場合
 - v 暗証番号と同じ番号を金融機関以外の第三者との取引で使用していた場合
- …iii、iv、vについては、それぞれの項目に該当したというだけで、直ちに重過失に該当するとは考えられないが、暗証番号管理の必要性等が周知徹底された場合等、周辺事情を総合的に勘案して、預金者の重過失を認定できる場合もあるのではないかと、といった意見もあります。

- ・ カードの管理に関して預金者の重過失が問題となる場合
 - i 預金者自ら、カードの占有を安易に第三者に移転した場合
 - ii カードの占有を第三者に容易に奪われる状況においた場合

以上の考え方は、偽造キャッシュカードによる払戻しなどは、本来、有効な行為ではないということに加え、カードの所持と暗証番号との二つの認証により成り立っている現在のキャッシュカードシステムにおいて、偽造キャッシュカードが作られる状況は、カードの所持による認証が機能していないことに他ならないことから、現行のキャッシュカードシステム自体に欠陥があると認められるのではないかとの考え方を前提としています。

3. 損失負担ルール的前提としての環境整備

損失負担ルールを検討するにあたっては、

- ① 金融機関に、偽造キャッシュカードによる被害を予防する措置を講ずるインセンティブが働くよう配慮すべき
- ② 他方、暗証番号やカードの管理に関する預金者のモラルハザードを招かない配慮も必要との考え方も示されています。新たな損失負担ルールのための環境整備として、金融機関は
 - ① 補償の悪用（被害の偽装）対策として、例えば、被害者があらかじめ警察に対して申告をしたか調査する
 - ② 異常取引を察知するシステムの導入等、被害を早期に発見するための態勢整備
 - ③ 預金者が最低限尽くすべき注意義務等、補償についての説明態勢の整備等の対応が求められています。

4. 今後の対応

金融関係団体等及び各金融機関においては、中間取りまとめを踏まえ、約款の改定を含め、被害者への補償のあり方について、真剣な検討を行っていただきたいと考えています。

金融庁としては預金被害者への補償のあり方について更なる対策を検討し、実施に移していきたいと考えています。

※ 同中間取りまとめについて、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ」の中間取りまとめの公表について](#)」（平成 17 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

貸金業制度等に関する懇談会の開催について

昨年1月に施行された「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「ヤミ金融対策法」）の附則第12条においては、

- 1 新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。
- 2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年を目途として、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

と規定されています。

金融庁では、この見直し条項を踏まえ、貸金業制度等について幅広く勉強するため、金融庁総務企画局長の私的懇談会として、3月30日に「貸金業制度等に関する懇談会」（座長：吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授）の第1回会合を開催しました。

当懇談会のメンバーは、金融審議会金融分科会第二部会の委員・臨時委員が中心となっており、オブザーバーとして、ノンバンクの各業態から6名の参加をいただいています。そのほか、関係省庁等から、貸金業制度等と関係のある警察庁、法務省、経済産業省及び日本銀行の参加をいただいています。

当懇談会の今後の開催については、基本的に月1回のペースで開催することを考えており、次回からは、当面、消費者団体や業界等の関係者からのヒアリングを行うことにしています。

※ 「貸金業制度等に関する懇談会」のメンバー、資料、議事要旨をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「貸金業制度等に関する懇談会」](#)にアクセスしてください。

保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの開催について

先般（4月1日）、保険商品の販売勧誘のあり方について検討するため、「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」（座長：野村修也 中央大学法科大学院教授）の第1回検討会を開催しました。

I 開催の経緯

保険分野においては、依然、販売勧誘についての苦情等が多いこと、保険商品やその販売方法が多様化していること等を踏まえ、利用者利便の向上及び保険契約者等の保護の観点から、保険商品の販売勧誘のあり方について検討する必要があると考えられます。

このため[金融改革プログラム](#)においても、「保険契約における適合性原則の遵守」、「公正な競争を促す適切な比較広告の容認」を施策として挙げたところです。

今回、保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方に関する、以下のような事項について専門的・実務的な検討を行うため、有識者、サービス利用者、生損保業界の実務者等のメンバー（※）からなる検討チームを監督局長の私的懇談会として監督局内に設けることとしました。

II 検討事項

- 明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様を更に整理・明確化すること
- 適合性原則について、現行規制においては、適合性原則を踏まえた社内規則等の体制整備を義務づけるにとどまっているため、契約者保護の観点から保険契約において留意されるべき適合性原則をより明確化すること
- 保険会社等による商品比較は、現状では必ずしも積極的に行われていないが、適正な比較広告は顧客の商品選択に資するものと考えられることから、適切な比較情報が顧客に提供されるようルール等を見直すこと

III 今後の進め方等

検討チームにおいて、上記事項等について意見交換を行い、順次、論点整理を取りまとめ、公表していく予定です。また、検討チームを開催するごとに、議事要旨を公表する予定です。

※ 検討チームのメンバー、議事要旨等については、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」](#)にアクセスしてください。

金融経済教育懇談会の設置について

我が国金融を巡る局面は、不良債権問題への緊急対応から、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあります。個人を取り巻く金融環境についても、様々な金融商品が入手可能となるなど、一層複雑化しております。このような中、人生をより豊かなものとするため、お金との付き合い方や金融との関わりを学ぶことは、益々重要となってきています。

我々行政に当る者にとっても、ライフステージの各段階で金融について学ぶ機会を提供すべく、金融経済教育の充実を図っていくことは、大切な課題であると考えており、[「金融改革プログラム」](#)にも、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」を盛り込んだところです。

ライフステージの各段階において金融について考える機会をどのような形で広げていけば良いのか、その際どのような形で金融経済教育の内容をより充実していけば良いのか、また、金融庁として何ができるのかといった点について、幅広く外部有識者の皆様及び関係各団体の皆様から御意見などを伺えればと考へ、金融担当大臣の私的懇談会として「金融経済教育懇談会」を設置し、平成 17 年 3 月 3 日（木）に第一回会合を開催しました。今後も月一回ペースで実施する予定です。

金融庁と致しましては、本懇談会の場における皆様方の御議論を踏まえ、金融経済教育に取り組む関係各団体との連携等を通じて、「金融経済教育」の一層の推進・充実が図られるよう、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

※ 金融経済教育懇談会の資料等については、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「金融経済教育懇談会」](#)にアクセスしてください。

公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について

公認会計士監査の充実・強化を趣旨とする「公認会計士法の一部を改正する法律」が昨年4月から施行されました。

旧法での懲戒処分等では、故意・過失による虚偽証明、法令違反、著しく不当な運営の場合、戒告、一年以内の業務停止、設立認可取消・登録抹消が可能でしたが、改正法では、懲戒処分等の適切な実施を図る観点から、業務停止期間の上限を二年としたほか、監督の手段を多様化し、品質管理レビューのモニタリングによる公認会計士・監査審査会の具体的勧告内容を監査法人等の運営に反映させるため、金融庁長官は、法令違反、著しい不当運営の場合、監査法人等の業務改善の指示をすることができることとされました。

また、行政手続法第12条では、

- ① 行政庁は不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（処分基準）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない
- ② 処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできるかぎり具体的なものとしなければならない

と不利益処分の具体化・明確化が求められています。

こうしたことから、公認会計士・監査法人の処分の基準をできるだけ具体化・明確化することにより、処分の透明性・公平性を高め、改正法に基づく公認会計士・監査法人の懲戒処分等の適切な実施を図るため、基本的な考え方を「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」として整理し、本年3月31日に公表いたしました。

「基本的な考え方」として、公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等を虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等と法令違反に対する懲戒処分等の2つに分け、「基本となる処分の量定」を定め（個々の事案に係る個別事情・周辺事情等により加重又は軽減）、その上で、公認会計士法第32条の定めるところに従い、公認会計士・監査審査会（同法第41条の2に規定する勧告に基づく場合を除きます。）の意見を聴いて行うこととされています。また、監査の充実・強化のために改正法で新たに導入された業務改善の指示を有効に活用することとされています。

※ 平成17年3月31日に公表した「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方」の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について」（平成17年3月31日）](#)にアクセスしてください。

【集中掲載：「事務ガイドライン」及び「監督指針」の改正について】

平成 17 年 3 月に、法令改正等を踏まえ、多数の事務ガイドライン及び監督指針の改正を行いました。主なものについて、その改正の概要を解説します。

1. 17 年 3 月 9 日、包括根保証の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 147 号）が 17 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、監督指針の一部改正を行いました（17 年 4 月 1 日より実施）。

(1) 改正を行った監督指針

- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

(2) 改正内容

「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能」について、「民法の一部を改正する法律」の内容及びその趣旨に照らし、以下のとおり留意点の追加、削除又は変更を行いました。

- ① 包括根保証契約を前提とする記載を削除
- ② 「商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明」の項目に、連帯保証契約を締結しようとする場合の留意点を追加
- ③ 「契約締結の客観的合理的理由の説明」の項目に、根保証契約を締結しようとする場合の留意点を追加
- ④ 「契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、担保追加設定・解除等の場合」の項目に、既存の包括根保証契約の見直しとあわせて主債務者との取引関係を見直す場合の留意点を追加
- ⑤ その他、留意点の趣旨の明確化、時期経過に伴う記載の削除

2. 17 年 3 月 31 日、[金融改革プログラム](#)（16 年 12 月 24 日公表）において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」が掲げられていることを踏まえ、[ノーアクションレター制度](#)を補完する手続を事務ガイドライン等において整備する改正を行いました（17 年 4 月 1 日より実施）。

(1) 改正を行った事務ガイドライン等

- ・ 事務ガイドライン 第二分冊：保険会社関係、第三分冊：金融会社関係
- ・ 証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針

(2) 改正内容

現行の事務ガイドライン等における「法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合の対応」のうち、当庁が書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する場合の手続等について、以下の点（① 照会者の範囲、② 照会の対象、③ 照会の方法、④ 回答の方法、⑤ 公表の方法）について明確化するとともに、[ノーアクションレター制度](#)との棲み分け及び運用上の留意点をあわせて明示しました。

3. 17年3月31日、金融審議会金融分科会特別部会（16年12月20日開催）における個人情報の保護に関する法律の全面施行（17年4月1日）に向けた取りまとめ及び関連府省令の改正に基づき、事務ガイドライン等の一部改正を行いました（17年4月1日より実施）。

（1） 改正を行った事務ガイドライン等

- ・ 事務ガイドライン 第一分冊：預金取扱い金融機関関係、第二分冊：保険会社関係、第三分冊：金融会社関係
- ・ 証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針

（2） 改正内容

① 安全管理措置について

業法（施行規則）等で求められている「必要かつ適切な措置」の内容が、個人情報保護法等に基づく安全管理措置であることを明確化しました。

② センシティブ情報について

業法（施行規則）等に掲げる「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報非公開情報」の範囲が、個人情報保護法ガイドラインに規定する機微（センシティブ）情報と同一であること、同じく「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」が、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合であることを明確化しました。

※ 「事務ガイドライン」及び「監督指針」の全文については、金融庁ホームページの「所管の法令・ガイドライン等」から [「事務ガイドライン・監督ハンドブック」](#) にアクセスしてください。

【特集：平成17年度税制改正における金融庁関連の措置について】

1. はじめに

平成17年度税制改正に当り、金融庁は、多様な投資家の市場参加の促進、金融と企業の再生の推進といった観点から、金融・証券税制に関する要望を行ったところです。こうした要望事項は、今般公布された所得税法等の一部を改正する法律及び関係政省令に反映され、金融・証券税制について種々の措置が講じられることとなりました。

2. 税制改正の概要

(1) タンス株の特定口座への持込期限の延長

特定口座へのいわゆるタンス株の持込については、平成16年12月までの措置として、これまでも認められてきましたが、今般、上場株式の株券ペーパーレス化に資する措置として、平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間、新たなタンス株の預入れ制度が開始されました。

その際の取得日および取得価額は、次のいずれかとなり、みなし取得価額（平成13年10月1日の終値の80%の金額）は利用できません。

- ① 実際の取得日及び取得価額
- ② 名義書換日及びその日の終値

また、特定口座の利便性を更に向上させる観点から、一定の株券貸借取引に係る返還株券についても、特定口座への預託の対象とすることが認められました。

(2) 一定の上場株式の滅失損を譲渡損とみなす措置

特定口座で管理されていた上場株式が、発行会社の清算結了等によって無価値化した場合に生じた滅失損を、一定の要件のもとで譲渡損とみなす特例が創設されました。

なお措置の適用に当っては、上場廃止から清算結了等の時まで引き続き、継続して証券会社に開設する「特定管理口座」において保管されること等が要件となっています。また、損失が生じた場合として認められる事実は、①清算結了、②破産手続開始の決定、③会社更生計画又は民事再生計画に基づく100%減資、④特別危機管理開始決定（いわゆる銀行の国有化）とされています。

(3) 企業再生関連税制

民事再生法等の法的整理及び一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、①資産の評価損益を計上する措置と、②①の適用を受ける場合に、債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して控除する措置が、講じられました。

なお、上記措置の適用対象となる一定の私的整理とは、民事再生法等の法的整理に準ずるものうち、適正な資産評定に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額が定められていること等一定の要件を満たしたものとなります。

平成 17 年度税制改正においては、上記の他にも、金融庁の要望項目に関し以下のとおりの措置が講じられました。

- ・ 一定の金融先物・オプション取引の課税方式の整理（総合課税⇒分離課税）
- ・ 上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合の、みなし配当課税の特例措置の適用期限の延長（19年3月まで）
- ・ 特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置の適用期限の延長（19年3月まで）
- ・ 大幅な株式分割・単元のくくり直し等による新株券等に係る印紙税の非課税措置の適用期限の延長（19年3月まで）
- ・ S P C 及び投資法人による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置の適用期限の延長（19年3月まで）

- ・ 非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置の要件の緩和
- ・ 租税条約の適用の際に提出すべき居住者証明書提出の提出省略の特例の創設

- ・ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）等に対する貸倒引当金に係る特例措置（116/100 割増）の延長（19年3月まで）
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金の特例積立率の引上げ（現行3%⇒4%）（19年3月まで）
- ・ 破綻保険会社等から承継保険会社が不動産を取得した場合の不動産取得税・特別土地保有税の非課税措置の恒久化
- ・ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の適用期限の延長（19年3月まで）

- ・ 退職年金等積立金に係る特別法人税の課税停止措置の適用期限の延長（20年3月まで）
- ・ 外国子会社合算税制における課税済留保金額の損金算入可能期間の延長（現行5年⇒10年）
- ・ 「産業活力再生特別措置法」に係る特例措置（事業革新設備の特別償却、繰戻還付の適用特例、不動産取得税の軽減）の適用期限の延長（19年3月まで）

【ピックアップ：中小企業金融】

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム (平成 17 年度～18 年度)」について

金融庁は、去る 3 月 29 日、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（以下「新アクションプログラム」という）を策定・公表いたしました。

以下、新アクションプログラムの内容についてご紹介いたします。

◆ 新アクションプログラムの策定経緯

昨年 12 月に公表しました「[金融改革プログラム](#)」では、地域金融について、「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。」こととされました。

また、このため、平成 15 年度及び 16 年度を対象とする「[リレーシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム](#)」（以下「旧アクションプログラム」という。）について実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定することとしたところです。

これを踏まえ、金融審議会金融分科会第二部会「リレーシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」において、旧アクションプログラムの実績等の評価等について議論が行われた（2 月 7 日以降 6 回の会合及び 2 回の地方懇談会を開催）ところであり、ワーキンググループの議論は、「『リレーシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」（別紙参照）として取りまとめられ、3 月 28 日に公表されたところです。

ワーキンググループにおける議論等を踏まえ、平成 17 年度及び 18 年度の 2 年間の「重点強化期間」を対象とする中小・地域金融機関についての新アクションプログラムを策定・公表しました。

◆ 新アクションプログラムの内容

I. 基本的考え方

新アクションプログラムの「基本的考え方」として、以下の 4 つの事項を提示しています。

1. 地域密着型金融の継続的な推進

2. 地域密着型金融の本質（※）を踏まえた推進

※ 地域密着型金融の本質：金融機関が、長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益向上を図ること。

3. 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進

「地域密着型金融推進計画」（後述）の策定に当たっては、地域の特性等を踏まえた個性あるものとするよう留意する必要。また、その実施に当たっても、自主的な経営判断により、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要。

4. 情報開示等の推進とこれによる規律付け

各金融機関が、自らの経営理念及び自己責任の下で将来像を示し、地域での相応の役割をコミットするために、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受けることにより、地域密着型金融の機能向上を図る必要。

II. 具体的取組み

「具体的な取組み」については、以下の「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」の3つの柱に分けて整理し、金融機関の経営判断の下、地域の特性や各金融機関の特性・規模等を踏まえ、「選択と集中」により、その推進を図ることを要請しています。

また、事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分との評価に対応し、再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進、企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化等、全般的に地域密着型金融の機能強化に向けた個々の取組み事項について深化・拡充を図っています。

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

- ①創業・新事業支援機能等の強化、②取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化、③事業再生に向けた積極的取組み、④担保・保証に過度に依存しない融資の推進等、⑤顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化、⑥人材の育成

2. 経営力の強化

- ①リスク管理態勢の充実、②収益管理態勢の整備と収益力の向上、③ガバナンスの強化、④法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化、⑤ITの戦略的活用 等

3. 地域の利用者の利便性向上

- ①地域貢献等に関する情報開示、②地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立、③地域再生推進のための各種施策との連携等地域と一体となった取組みの推進 等

III. 推進体制

新アクションプログラムでは、17～18年度の「重点強化期間」内に、間柄重視の地域密着型金融の機能強化を確実に図るため、各金融機関に対し、17年8月末までに、「地域密着型金融推進計画（計画期間17～18年度）」を策定し、公表することを要請しています。

- ※ 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」（平成17年3月29日）](#)にアクセスしてください。
- ※ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーシオンシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」の『「リレーシオンシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）」について、詳しくは金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[「平成17年3月28日「金融審議会金融分科会第二部会「リレーシオンシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」の座長メモの公表について」](#)にアクセスして下さい。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」 の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）（概要）

現行のアクションプログラムの実績等の評価

評価できる点

- 中小・地域金融機関が地域において自ら果たすべき役割を再認識
 - 融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
 - 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
- ⇒「集中改善期間」（15～16年度）の金融機関の取組みについては、一定の評価

不十分と考えられる点

- 地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- 金融機関の計画が総花的。取組み姿勢・実績にバラツキ
- 事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- 利用者に対する情報開示が不十分 等

新たなアクションプログラムに期待するもの

【基本的考え方】

- ① 地域密着型金融の継続的な推進
引き続き、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために機能強化の取組みの推進が必要
- ② 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
地域密着型金融の本質を十分に踏まえた取組みを金融機関が行うとともに、積極的な広報活動等を通じて、地域の利用者にこの考え方を十分に認識してもらう必要
- ③ 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進
計画の策定に当たっては、地域の特性等を踏まえた個性あるものとするとともに、その実施に当たっても、「選択と集中」を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、これを推進することが重要
- ④ 情報開示等の推進とこれによる規律付け
各金融機関が、自主的に、数値的な目標を含む、具体的かつ分かりやすい目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受け、これにより規律付けを図る必要

【留意事項】

- ① 事業再生・中小企業金融の円滑化
 - 産学官の連携の推進等を通じた創業支援体制の強化
 - 財務リストラにとどまらない構造的要因に対応した事業の再構築等
 - 金融実務者等の外部人材を活用したノウハウの吸収・再生ノウハウ共有化の推進
 - 企業の将来性や技術力を的確に評価するための取組みの強化 等
- ② 経営力の強化
 - 自主的な目標の設定及び計画・実績の公表等を通じた情報開示等による規律付け
 - 金融機関のビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用 等
- ③ 地域の利用者の利便性向上
 - 地域貢献の状況等に関する情報開示の充実。分かりやすい情報の積極的な提供
 - 地域と一体となった地域活性化に向けた取組みの積極的な推進 等

[集中連載]

金融改革プログラム ―金融サービス立国への挑戦― (第4回：信頼される金融行政の確立)

1月号から始めました、「金融改革プログラム―金融サービス立国への挑戦―」特集。最終回となる今回は、「プログラム」の最後の柱である「信頼される金融行政の確立」について、問題意識や具体的施策をQ&A方式でご紹介していきます。

Q. 「金融改革プログラム」の中で「信頼される金融行政の確立」が柱として盛り込まれた背景を教えてください。

A.

これまでご紹介してきた通り、わが国金融システムを巡る局面は、不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面へと転換しつつあります。また経済社会全体の情勢も、少子高齢化、グローバル化が更に進展するとともに、インターネット取引の比重が高まる等、大きく変化しています。

こうした金融システムを巡る局面の転換や外部環境の変化を契機として、今後2年間の金融行政の基本的な姿勢を明らかにする必要があるとの考え方の下、「プログラム」の最後の柱に「信頼される金融行政の確立」を盛り込みました。

これは、金融機関には出来るだけ自由な競争をして頂くけれども、ルール違反は許すことなく金融商品・サービスの利用者の保護についてはきちんと対応していく、という観点に立って、当局自身に能力の高いアンパイアないしグラウンドキーパーであることを要請するものです。

今までは、不良債権問題への対応の為に、当局は時として「金融機関のコーチ」としての役割も担ってきました。しかし今後は、わが国金融システムの活力を促す為にもそうしたコーチの役割から身を引き、アンパイアないしグラウンドキーパーとしての役割に集中し、事後チェック型の行政を推進していく必要があります。

「プログラム」策定に際しては、そうした考え方をしっかり示しておくことが、金融庁にとっても金融機関や金融サービスの利用者にとっても有効だと判断したわけです。

Q. 「信頼される金融行政の確立」に向けた、具体的な施策について教えてください。

A.

1. 信頼される金融行政の確立に向け、「金融改革プログラム」では、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、説明責任を全うするための枠組みを整備する観点から、
 - 行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立、内外無差別原則の確認
 - 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実等を盛り込みました。

金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立としては、行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含めて対応を行っていきます。具体的には、本年6月を目途に、

- ① 「検査手続に係る指針 (検査実施における行動規範)」の策定・公表、
 - ② 監督行政上の行動規範の策定・公表、
 - ③ 行政処分手続における意見交換制度の導入、
 - ④ 金融庁職員の行動に関するガイドラインの見直し (4月実施済み)、
- を実施します。

このうち、意見交換制度は、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した金融機関等からの要望に応じて、金融機関等の経営幹部と監督局幹部との間で意見交換の機会を業態横断的に設けるものです。

内外無差別原則の確認については、行政処分等において、国内金融機関と在日外国金融機関との間で差別的な取扱いがないことを改めて確認するとともに、行政処分の発動等に際し、内外で誤解が生じないように、海外監督当局及び海外報道機関に対し適切な情報提供を実施していきます。

検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実としては、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等に資するため、検査の指摘事項のうち、多くの金融機関に共通する事項について定期的に情報提供を行っていきます。その一環として、本年7月を目途に、指摘事例集を作成し公表します。

2. 信頼される金融行政の確立のためには、行政の電子化等により行政コストの軽減を図り、金融市場の参加者や利用者にとって利便性の高い効率的な金融行政を推進することも必要です。

そのための施策としては、

- 電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上
- 「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し (調査・研究機能の活用等を含む) 等を考えています。

電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上としては、[EDINET \(有価証券報告書等の電子開示システム\)](#) 等について、平成17年度末までのできる限り早期に実効性ある業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に沿って業務の見直しやシステム開発に取り組み、業務時間の短縮や経費削減を目指します。

「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直しについては、昨年8～9月にかけて全職員に対して実施したアンケート結果等を踏まえ、金融庁の組織体制及び仕

事の内容・進め方等まで含めた総点検及び見直しを進めているところです。

以上で「金融改革プログラム」の5つ目の柱である「信頼される金融行政」についてのご紹介を終わります。

1月より、4回にわたり「金融改革プログラム」の内容を御紹介してきましたが、最後に、「プログラム」中で明記した今後の金融行政の基本的姿勢を確認しておきたいと思います。それは、

- ① 金融行政は、市場規律を補完する審判の役割に徹すること、
 - ② そのため、現行規制を総点検し、不要な規制を撤廃するとともに、金融行政の行動規範(code of conduct)を確立すること、
 - ③ その一方で、利用者が不測の損害を被ることのないよう、必要な利用者保護ルールの整備と徹底を図ること、
- です。

金融庁は、先月末、「金融改革プログラム」に盛り込まれた諸施策の具体的な実施スケジュールとして、「工程表」を公表しました。

「工程表」は、各施策の実施時期を極力明示したこと、各施策の内容も可能な限り明らかにしたこと、「工程表」全体の進捗状況を節目節目でチェックする旨を明示したことが特徴となっています。

金融庁としては、この「工程表」に沿って各施策を着実に実施することにより、透明性の高い形で国民のための金融行政を実行したいと考えています。今後とも、皆様のご支援の程よろしく申し上げます。

※ 金融改革プログラムについては、金融庁ホームページの「金融庁の政策」から[「金融改革プログラム」](#)にもアクセスしてみてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q： いわゆる不良債権処理が最大の課題であった「金融再生プログラム」が終わりました。地域金融機関も含めた大臣の現状認識についてお聞かせください。

A： 不良債権問題を正常化していくために主要行、中小地域金融機関において様々な取組が行われてきました。こうした取組を通じリスク管理態勢や資産査定信頼性は全体として大幅に改善されてきている状況にあり、それを反映する形で我が国金融機関は全体として不良債権比率の低下や自己資本比率の改善が見られます。

ペイオフ解禁の実施後は、利用者の目ですとか、市場規律の下で金融機関が自己責任に基づき経営を行いながら自らの財務の健全性の確保を図ることが重要と考えています。こうしたプロセスを通じて我が国金融システム全体の持続的な安定の確保を目指していくものと考えています。

Q： 本日（4/1）ペイオフが解禁されました。この2、3年、主要行の大口の不良債権問題など、対応を誤っていれば今日この日はなかったのではないかと思います。改めて、今日ペイオフ解禁を迎えられたことについて所感をお願いします。

A： 日本経済を再生するために不良債権問題の解決は極めて重要な課題でした。構造改革の一環としても、ある意味最大の関門として位置付けられていた問題でもあります。ペイオフ解禁拡大を円滑に実施することは、私にとっても大きな課題でしたので、ペイオフ解禁拡大に向けた諸準備を進めてきて、本日この日が迎えられることは、ある意味金融を巡るフェーズが大きく転換していくと思います。

また副大臣として「金融再生プログラム」を策定し、それを着実に実施し、一つ一つの問題を解決しながら内外の我が国金融システムに対する信頼を回復していくために、金融機関の皆様方にもご努力をいただきました。私共としても努力をしながら金融再生に向けて取り組んできたところです。

ここでもう一度心しておかなければいけないのは、金融行政の一番大きな目的は、金融機能や金融資本市場の可能性、こうしたものを利用者の方々の方が十分活用できるような環境を整備し、同時に利用者の方々の方が安心して信頼感を持って金融機能や市場を活用できるような環境を作り上げていくことですので、その前提として金融システムを安定化させなければいけないわけです。今後は金融システムの安定性を維持してだけでなく、金融システムそのものを活力あるものにして

いく。利用者の満足度が高くて、国際的にも高い評価が得られ、そして地域経済にも貢献できる金融システムを民の力によって実現できるように「金融改革プログラム」の諸施策を着実に実施していく必要があると思っています。

またペイオフ解禁拡大は、金融機関が預金者の選択と信頼を競い合う新たな時代を迎えたことを意味しますので、今後は健全な競争の下で、預金者の目と市場の規律の下で金融システムの安定性の維持が図られ、そして我が国金融システムが発展していくことを期待しています。

(平成17年4月1日(金) 閣議後会見 抜粋)

Q： 偽造キャッシュカード問題スタディグループにおいて、盗難カードについて今後新たに検討することについて、敢えてこの段階でテーマとして取り上げること、それからその論点についてどのようにお考えでしょうか。

A： スタディグループでは3月31日に補償のあり方を中心の中間の取りまとめが公表されました。その中において、盗難キャッシュカードについても更なる検討が必要ではないかという御指摘がありました。そして国会や与党においてもこの問題について議論がされていますし、また世論の動向も踏まえ、スタディグループにおいて専門家の皆様方に精力的に議論をしていただきたいと考えています。

論点等につきましては、スタディグループの中で様々な観点から議論をしていただくことになると思いますので、私からコメントは差し控えたいと思います。スタディグループの議論・検討を踏まえて、私共としてこの問題の対応について検討を進めていきたいと思っています。

Q： 被害者からは、盗難通帳についても補償を考えられないのかとの主張が出ていますが、盗難通帳も含めて検討するのでしょうか。

A： 盗難通帳を用いた窓口での不正取引はシステムの問題ではなく、対面での本人確認に基づく相対の取引であり、ATMという機械を利用した不正取引とは対応が異なります。そして盗難通帳の問題は、印鑑と通帳による本人確認という預金取引の基本に関わる問題であります。こうしたことから窓口での本人確認手続などの実務への影響、預金者保護や或いは利用者利便の観点も含めて、偽造及び盗難キャッシュカードの問題とは異なる幅広い観点から慎重な検討が必要ではないかと考えています。

金融庁としては、全国銀行協会に対して、本人確認法による厳正かつ適切な対応を要請していたところです。また全国銀行協会でも、要請を踏まえて、盗難通帳による不正な払い出しによる被害の防止について、副印鑑制度の廃止を含めた印影偽造への取組、そして盗難時の連絡に関わる利用者への注意喚起といった方策を講じていると承知しておりますので、今後この盗難通帳の被害の実態を注視していきたいと思っています。

(平成17年4月15日(金) 閣議後会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**TOB（株式公開買付制度）**」です。

TOB（株式公開買付制度）とは、上場会社の株券等（注1）について、取引所市場外で、一定の買付けを行う場合（注2）に、買付者に買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ提示することを義務付け、株主に公平に売却の機会を与える制度です。

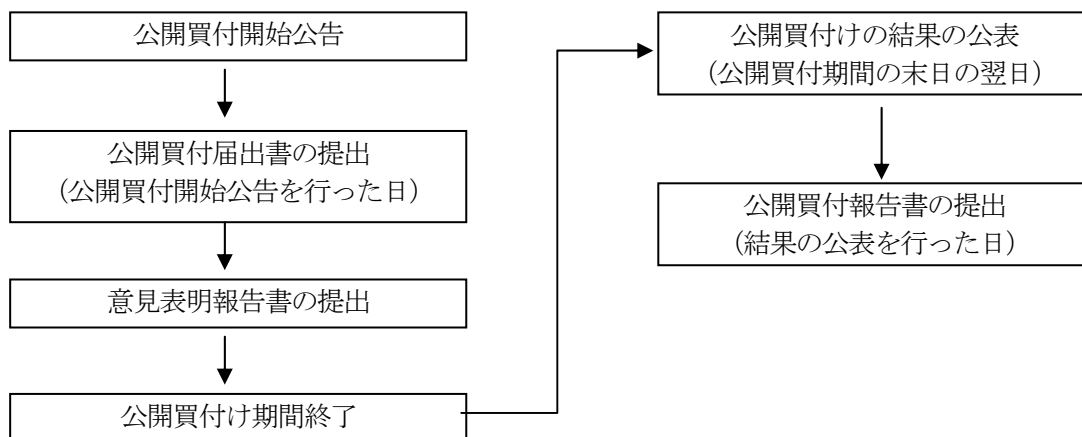
（注1）対象となる株券等

株券、新株引受権証書、新株予約権証書、新株予約権付社債券、投資証券等

（注2）取引所市場外の買付けで、以下に該当する場合には公開買付けによらなければなりません。

- ① 多数の者（10名超）から買付けを行う場合で、買付け後の株券等所有割合（議決権の割合）が5%を超える場合
- ② 著しく少数（10名以下）の株主等から買付けを行う場合で、買付け後の株券等所有割合が3分の1を超える場合

・ 公開買付けの流れ（略図）



・ 証券取引法の改正案について

立会外取引は、取引所市場における取引であることから、基本的に公開買付規制の対象とはされていませんでした。しかし、立会外取引は、その使い方によっては取引所市場外の相対取引と類似した形態をとることが可能で、これを放置すれば、株主に平等に売却の機会を与えることを目的とする公開買付規制の形骸化を招く恐れがあると考えられます。

こうした状況に対応するため、**立会外取引のうち、相対取引に類似した取引で、買付け後の株券等所有割合が3分の1を超える取引については、公開買付規制の対象とすること等を盛り込んだ、「証券取引法の一部を改正する法律案」**を今国会（第162回国会）に提出しています。

【お知らせ】

○ 金融庁ホームページを改訂しました！

4月1日、金融庁はホームページを利用者の皆様にとってできるだけ使いやすいものにする、という基本的な考え方にたち、トップページの改訂を行いました。

金融庁としては、ホームページを名実共に「金融庁の第2の玄関」とするべく、今後とも改善に取り組んでまいります。今回のトップページ改訂はその第1段階ですので、利用者の皆様から、ご意見・ご批判等をいただければ幸いです。

※ ホームページ改訂にあたっての基本的な考え方については、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「ホームページの改訂について」\(平成17年4月1日\)](#)にアクセスしてください。

お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課広報室（内線3114・3112）

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【3月の主な報道発表等】

- 1日(火) [アクセス](#) ・ 国際監査基準等の設定活動を監視する「公益監視委員会」の設置
- 2日(水) [アクセス](#) ・ 第5回評定制度研究会の開催
・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 3日(木) [アクセス](#) ・ フロッピーディスク紛失事案の再発への対応策
[アクセス](#) ・ 第1回金融経済教育懇談会の開催
・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 4日(金) [アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)の公表(パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 飯塚中川証券株式会社に対する行政処分(福岡財務支局長処分)
[アクセス](#) ・ プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社、FCリート・アドバイザーズ株式会社、株式会社アセット・リアルティ・マネージャーズに対する投資信託委託業の認可
[アクセス](#) ・ 貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正(案)の公表(パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 自己資本比率規制の一部改正に関する告示の一部改正(案)の公表
(パブリック・コメント)
・ 企業会計審議会監査部会開催
・ 第3回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 7日(月) [アクセス](#) ・ 証券取引法第37条の廃止及びジャスダック証券取引所への移行に伴う関係事務ガイドラインの一部改正(案)の公表(パブリック・コメント)
[アクセス](#) ・ 藍澤証券株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 不動産登記法の施行に伴う金融会社関係の事務ガイドラインの一部改正
- 8日(火) [アクセス](#) ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)の公表
(パブリック・コメント)
- 9日(水) [アクセス](#) ・ ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店への営業免許
[アクセス](#) ・ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正
- 10日(木) [アクセス](#) ・ 新500円貨の偽造対策について
・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 11日(金) [アクセス](#) ・ 決済用預金の導入に向けた金融機関(業態別)の準備等の状況
[アクセス](#) ・ 株式会社第三銀行に対する行政処分
・ 第4回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 15日(火) ・ 企業会計審議会監査部会開催
- 16日(水) [アクセス](#) ・ 第6回評定制度研究会開催
・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 18日(金) ・ 第5回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 22日(火) [アクセス](#) ・ 民間業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係府令等に対するパブリック・コメントの結果
- 23日(水) [アクセス](#) ・ 信託受益権販売業の登録

- 24日(木) [アクセス](#) ・ e-文書法関係府令等の制定及び改正に伴う事務ガイドラインの一部改正
- [アクセス](#) ・ 個人顧客情報の取扱い等に関する関係府省令の改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 第7回評価制度研究会開催
- 25日(金) [アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 金融分野における認定個人情報保護団体についての指針(案)に対するパブリック・コメントの結果
- ・ 第6回偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 28日(月) [アクセス](#) ・ 個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」座長メモの公表
- [アクセス](#) ・ 第2回金融経済教育懇談会開催
- 29日(火) [アクセス](#) ・ 金融改革プログラム「工程表」の公表
- [アクセス](#) ・ 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラムの公表
- [アクセス](#) ・ 自己資本比率規制の一部改正に関する告示(案)に対するパブリック・コメントの結果
- 30日(水) [アクセス](#) ・ 証券取引法第37条の廃止及びジャスダック証券取引所の移行に伴う事務ガイドラインの一部改正
- [アクセス](#) ・ 第8回評価制度研究会開催
- [アクセス](#) ・ 第1回貸金業制度等に関する懇談会開催
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 31日(木) [アクセス](#) ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ中間取りまとめの公表
- [アクセス](#) ・ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方の公表
- [アクセス](#) ・ 日興シティ信託銀行に対する業務の一部停止処分の解除
- [アクセス](#) ・ スタンダード・チャータード銀行東京支店に対する業務の一部停止処分の解除
- [アクセス](#) ・ ノーアクションレターを補完する手続の各業態別事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会特別部会における個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた取りまとめ及び関係府省令の改正に伴う中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針及び関係ガイドラインの一部改正
- [アクセス](#) ・ 行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針及び関係事務ガイドラインの一部改正
- [アクセス](#) ・ 新しい自己資本比率規制の素案に対するパブリックコメントの結果及び見直し後の規制(案)の公表 (パブリック・コメント)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。